

東広島市教育委員会定例会（令和2年12月）議事録

- 1 日 時 令和2年12月24日（木）午後3時0分～午後4時32分
- 2 出席者
- （1）教育長 津森教育長
- （2）委員 渡部教育長職務代理人、坂越委員、京極委員、島本委員、西村委員
- （3）事務局 【学校教育部】
國廣学校教育部長、直井学校教育部次長兼教育総務課長、小川学校教育部次長兼指導課長、田中教育調整監、鳴川学校教育部次長兼東広島北部学校給食センター所長、神笠学事課長、小島青少年育成課長、吉井安芸津学校給食センター所長、田坂教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長、村上教育総務課主査
【生涯学習部】
大畠生涯学習部長、細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長、丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長、石井文化課長、福永生涯学習課課長補佐兼学習総務係長兼管理係長
- （4）書記 奥田主査
- 3 場 所 北館201会議室
- 4 議 題
- （1）報告事項
- 報告第77号 東広島市公共施設の適正配置に係る実施計画（令和3年度～令和7年度）の策定状況について（中間報告）
- 報告第78号 令和2年第4回東広島市議会定例会について
- 報告第79号 令和2年東広島市の教育の主な出来事について
- 報告第80号 「学校の新しい生活様式」を取り入れた教育活動等について
- 報告第81号 令和2年度教育者表彰（文部科学大臣表彰）について
- 報告第82号 東広島市学校給食徴収規則の制定等について
- 報告第83号 令和2年度ネット・スマホ等の利用状況アンケート調査の結果について
- 報告第84号 安芸津学校給食センター空調及びボイラー設備について【非公開】
- （2）議案事項
- 議案第32号 東広島市立学校給食センター管理運営規則の一部改正について
- 議案第33号 東広島市立学校給食センター運営委員会規則の一部改正について
- （3）その他
- ア 令和2年度第67回文化財防火デー防火訓練の開催について
- イ 次回教育委員会定例会の日程について

開会 午後3時0分

- 津森教育長：それでは、定足数に達しておりますので、教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、渡部教育長職務代理者と坂越委員でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会議の進行でございますが、報告第84号、これは市長の定例記者会見で発表する内容のため、東広島市教育委員会会議規則第18条第1項第8号に該当するため、非公開としたいと思いますが、委員の皆様、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第84号を非公開として審議することに決定いたします。

本日の傍聴希望はございますか。

- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：中国新聞社、高橋記者が来られています。
- 津森教育長：それでは、教育委員会傍聴人規則の注意事項を遵守していただくことを条件に、傍聴を許可いたします。

暫時休憩します。

(休憩)

- 津森教育長：傍聴人の方に申し上げます。本日の会議は、報告の中で、報告第84号は東広島市教育委員会会議規則第18条第1項第8号に該当するため、非公開とすることに決定いたしましたので、よろしくお願いいたします。

再開します。

報告第77号 東広島市公共施設の適正配置に係る実施計画（令和3年度～令和7年度）の策定状況について（中間報告）

- 津森教育長：それでは、報告第77号東広島市公共施設の適正配置に係る実施計画（令和3年度から令和7年度）の策定状況について（中間報告）、説明をお願いいたします。
- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：報告第77号、別冊の資料をお願いします。

この本計画につきましては、来年1月のまちづくりトーク、2月のパブリックコメントを経て3月に策定して、4月に議会へ報告する予定となっております。本日は中間報告として報告をさせていただきます。

まず、1ページ、初めにといたしまして、1、本計画の概要でございますが、本計画の上位計画である東広島市公共施設等総合管理計画が、これまでの第1次計画を見直し、既存施設を最大限活用すること、また長寿命化などファシリティマネジメントを着実に実施することなど、令和3年度から12年度までの10年間を第2次計画期間として位置づけることとしております。この実施計画は、この上位計画である公共施設等総合管理計画に掲げる基本方針に則して、今後の公共施設、その中でも建築物の適正配置を進めていくために各施設の個別の配置方針を定めるものでございます。

2、計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間、3、計画の対象は、

行政財産として位置づけられている公共施設を対象とし、その中でも建築物を対象としております。4、本計画の内容は、総合管理計画に掲げる基本方針に基づく各施設の計画期間内における配置方針と将来の方向性について示しております。本日は、教育委員会が所管している公共施設について説明をさせていただきます。

14ページをお願いいたします。

まず、小学校ですが、総合管理計画における配置の方向性といたしまして、現在の配置を維持することを基本としつつ、将来的な児童数の推計及び通学距離等を踏まえ、教育上の観点から適正配置を図る。また、空き教室等を活用して地域センター等の周辺施設の機能補完など、地域共生社会づくりの拠点としての役割を果たすこと。また、プールについては既存のスポーツ施設や民営プールの活用の可能性を検討することとしております。

個別の施設ごとの配置方針といたしましては、現状維持とする学校を除きますと、上から15段目西志和小学校と16段目東志和小学校につきましては、志和中学校敷地内に整備を進めています（仮称）志和小学校に統合をいたします。なお、西志和小学校の既存施設につきましては、一部を西志和地域センターに転用したいと考えております。

また、15ページ、上から6段目竹仁小学校と7段目久芳小学校につきましては、福富中学校敷地内に整備を進めています（仮称）福富小学校に統合をいたします。なお、久芳小学校の既存施設につきましては、一部を出土文化財管理センターに転用したいと考えております。

また、上から9段目、河内小学校につきましては、河内中学校敷地内に整備を進めております（仮称）河内小学校に統合をいたします。既存施設につきましては活用方法を検討してまいります。

続きまして、16ページをお願いいたします。

中学校でございますが、総合管理計画における配置の方向性として、おおむね町単位に1か所以上配置することを基本としつつ、少子化等の方向を踏まえ、将来的に生徒数に対して規模が過大となる施設については適正規模化を進めることとしております。

個別な施設ごとの配置方針としては、中学校は全て現状維持としております。

その下、給食施設でございますが、総合管理計画における配置の方向性として、配食数の推移や今後の動向を踏まえ、効率的なサービスの提供が可能となるように再編した現在の配置を維持することとしております。

個別の施設ごとの配置方針として、給食施設につきましては全て現状維持としております。

続きまして、17ページをお願いいたします。

幼稚園でございますが、総合管理計画における配置の方向性として、施設の老朽化の程度や民間施設の動向等も踏まえ、原則として認定こども園に移行する方向で進めることとしております。

個別施設ごとの配置方針として、1 段目、御菌宇幼稚園につきましては認定こども園への移行を検討いたします。

2 段目、八本松中央幼稚園につきましては、川上西部保育所と合わせまして民営の認定こども園への移行を進めたいと考えております。

学校教育部につきましては以上でございます。

- 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長：続きまして、生涯学習部の所管分につきましてご説明いたします。

21ページをお願いいたします。

上の表の図書館でございます。総合管理計画における配置の方向性としまして、ICT技術の活用、電子書籍やアウトリーチサービスの充実、他施設の有効活用による貸出し、返却の利便性の向上などのソフト事業の充実により、ハード整備に依存しない図書館サービスネットワークの構築を図ることとしております。

個別の施設ごとの配置方針としましては、図書館は現状維持としております。

下の表の研修施設でございますが、生涯学習部関係分は一番上から4番目までの生涯学習センター、9段目の西志和コミュニティハウス、11段目の創作村の6施設でございます。

総合管理計画における配置の方向性としまして、生涯学習センターは将来的には各地域の地域センター等の設置状況を考慮しながら生涯学習センター及び生涯学習支援機能の配置の見直しを図るとしております。

個別施設ごとの配置方針としまして、志和生涯学習センターにつきましては西志和地区内に地域センターが設置され次第廃止し、センター土地を中学校の敷地として活用する予定としており、そのほかの生涯学習センターは現状維持としております。

コミュニティハウスは、学校外施設は地域センターへの転用を進め、学校内施設は地域学校協働活動の拠点機能への転用を進めることとしており、西志和コミュニティハウスについては現在の用途を廃止し、地域センターに転用することとしております。

創作村につきましては、引き続き有効活用してまいります。使用設備の継続使用が難しくなった時点で廃止することとしております。

22ページをお願いいたします。

文化施設で、下から2番目を除く11施設が生涯学習部関係分でございます。

配置の方向性として、出土文化財管理センター、歴史民俗資料館、文化財収蔵庫等については、用途廃止した既存施設の有効活用により、集約化と一元化を進めてまいります。文化財施設、芸術文化ホール、美術館は現行の施設を有効に活用することとしております。公立施設ごとの配置方針としましては、上から3番目の三永歴史民俗資料館、7番目の八本松歴史民俗資料館、8番目の冠文化財収蔵庫、9番目の免山文化財収蔵庫、そして一番下の出土文化財管理センターは、学校集約後の久芳小学校などの施設を活用して機能を移転し、機能集約後は、三永歴史民俗資料

館を除き、それぞれの施設を取壊しまたは廃止する計画としております。

また、上から6番目、(旧)市立美術館は新美術館の開館に伴い取り壊す計画としており、その他の施設については現状維持としております。

次に、23ページをお願いいたします。

スポーツ施設で、全て生涯学習部関係分でございます。

総合管理計画における配置の方向性としまして、新設が必要な場合は費用対効果を考慮した上で適正規模での整備を行い、また利用率が低い施設については劣化度や機能重複の状況を踏まえて、地域間の配置バランス等も考慮しながら廃止も含めて再編を推進してまいります。

個別の施設ごとの配置方針として、スポーツ施設は全て当面は現状維持としております。

第2次東広島市公共施設等総合管理計画及び東広島市公共施設の適正配置に係る実施計画については以上でございます。

- 津森教育長：説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。
- 渡部教育長職務代理者：今ご説明いただきました22ページのところの文化施設は、三永歴史民俗資料館などたくさんの施設を久芳小学校に集約されるという、そういうことになっているんですが、これは久芳小学校をこういうものを一括して特別な施設として改築、将来的にはそういう機能を持たせるとのお考えがあるんでしょうか。
- 石井文化課長：いまある収蔵庫は古いものばかりで耐震性が無いのに対し、久芳小学校は耐震化がされておりますので、今市内各所にある収蔵庫と展示室をこちらに集約してまいります。
- 渡部教育長職務代理者：本市は歴史のテーマがありますが、各町にある民俗資料会館、例えば安宿などたくさんありますよね。ああいう民俗博物館をまとめて市としての将来の構想があって集めておくという、そういう受け止めていいですか。
- 津森教育長：そこまでの思いがあるのかということですけども。
- 大島生涯学習部長：将来的には展示も含めて集約したいのですが、安宿、それから宇山の地域センターの展示室につきましては、地域の意向として、他の地域から来ていただけるような展示は残してほしいというようなご希望がございますので、当面はそれぞれの展示室は残していくことになると思います。ただ、収蔵機能については久芳小学校へ集約し、収蔵品の一元管理を行っていきたいという考えでございます。
- 渡部教育長職務代理者：ありがとうございます。本市はお酒の文化など非常に歴史的なものがありますよね。個人的な考えというか希望ですけども、そういうものも含めた歴史文化資料館を将来構想されたらいいなという思いがあります。ありがとうございます。
- 津森教育長：ほかにはありませんか。
- 坂越委員：2つの幼稚園についてお尋ねします。

教育委員会の方針は伺っているんですけども、1つは市立、公営で残して1つは民営化ということで、機能分化はどういうふうに認識していますか。

- 神笠学事課長：八本松中央幼稚園は民営化ということで今進めております。将来的には御菌宇幼稚園に関しましても、これからのニーズ、要は認定こども園にニーズが高まっているということがありますので、そちらの方向で検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。
- 坂越委員：方向性は分かりました。ただ、公立幼稚園には公立幼稚園としてのそれなりの機能があたり、教員の研修機能というのがあたりするものなので、その辺はまた総合的に考えていただければと思います。
- 神笠学事課長：分かりました。
- 國廣学校教育部長：組織機構改革で、幼稚園の部分はこども未来部に行くわけですが、管理監督職の人事及び研修は引き続き教育委員会で行うということで、しっかり連携していきたいと思っております。
- 津森教育長：ほかにいかがですか。よろしいですか。

今日はこの程度といたしますけども、中身の大きいことでもありますし、まだ中間点ということでもありますので、委員の皆様には、お気づきの点は引き続きまたご意見いただければと思います。

報告第78号 令和2年第4回東広島市議会定例会について

- 津森教育長：それでは、令和2年第4回東広島市議会定例会について、説明をお願いします。
- 國廣学校教育部長：それでは、報告第78号令和2年第4回東広島市議会定例会につきましてご報告いたします。

資料の1ページをお願いいたします。

令和2年第4回市議会定例会は、12月2日から12月22日までの21日間の会期で行われ、このうち12月15日から12月18日までの4日間、一般質問が行われました。教育委員会関係議案につきましては、全て議決をいただいております。

2ページをお願いいたします。

一覧表のとおり、一般質問では8名の方から質問をいただきました。これに対する答弁の概要につきまして、学校教育部関係からご説明いたします。

3ページをお願いします。

奥谷議員からは、家族の介護や世話をする子供、ヤングケアラーの支援として、ヤングケアラーの実態や課題について質問をいただきました。

答弁としまして、現在、ヤングケアラーに関する相談は、虐待等で保護や支援が必要な子供たちの適正な支援を行うために設置している要保護児童対策地域協議会において、主には小・中学校を所管する教育委員会や児童相談所からの相談や情報提供を受け、数件について必要な支援を行っていること、また支援策としましては、現在、各小・中学校では、早期発見、早期対応、未然防止の視点から定期的に

個人面談を行うなど、子供が相談しやすい環境を整えるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門性を生かした教育相談や教職員に対しての研修等も実施しており、今後は関係機関等とのさらなる連携強化を図るとともに、市民への普及啓発も行っていくとの答弁を行っております。

また、8ページでございます石原議員からの同様のヤングケアラーに関する質問につきましても、奥谷議員と同様の趣旨で答弁いたしましたので、説明は割愛させていただきます。

次に、9ページをお願いします。

谷議員から、平和行政として、戦争を美化する教科書の採択をする自治体が減っていることについて質問をいただきました。

答弁としまして、本市が採択した社会科歴史分野の教科書は、教育基本法、学校教育法並びに学習指導要領に基づき、広島県の指導、助言の下、採択していると答弁しております。

次に、15ページをお願いいたします。

岩崎議員から、GIGAスクールの推進として、新たな時代に向けた本市教育の在り方について、独創教育とICTとのベストミックスを図ることについて質問をいただきました。

答弁としましては、檜高憲三氏が西條小学校で実施されておりました独創教育について紹介をするとともに、GIGAスクールで新たな一斉学習、個別学習、協働学習による学びが展開することは、これまで本市教育の源流として培われてきた、児童・生徒一人一人の学びを大切にするという独創教育の理念と合致するものであること。

16ページをお願いいたします。

具体的には、一斉指導において教師がタブレット等を活用するだけでなく、様々な学習形態の中で児童・生徒が個別にタブレットPCなどを活用していくこと、また家庭学習においても一人一人の理解度に応じた個別学習が可能となること、さらには個々の情報を双方向でリアルタイムに共有することで効果的な協働学習や学校を越えた遠隔授業にもつながるものである。

教育委員会としては、各学校がGIGAスクール構想に対応した研究テーマを掲げ、全ての学校がモデル校として取り組んでいくことを考えており、今後もこれまで取り組んできた教育実践と最先端のICTを活用した新たな学びのベストミックスを図り、教師、児童・生徒の力を最大限引き出していくよう、計画的に取り組を進めてまいりたいとの答弁を行っております。

学校教育部関係については以上でございます。

- 大島生涯学習部長：引き続きまして、生涯学習部関係の内容につきましてご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

加根議員からは、誰もがICTを活用できる社会についてのうち、高齢者対象の

スマホ講座の取組状況に関するご質問をいただきました。

答弁でございますが、資料の記載の出だし部分が生涯学習部分ということでございまして、これまでに市内8か所の地域センターなどでパソコンやスマートフォンに親しんでいただきながら講座を50回開催しております。また、2行目になりますけれども、本年11月から新たに行った部分は健康福祉部の取組になりますけれども、高齢者向けスマートフォン教室もスタートしており、高齢者にとって分かりやすく効果的な取組にしていくとの答弁を行っております。

5ページをお願いいたします。

坪井議員からは、スポーツ振興施策について5点質問をいただきました。

まず、1点目の、東広島市スポーツ推進計画策定時のアンケート結果による市民ニーズについての答弁でございますが、アンケートではウォーキングや体操、登山など個人や家族、少人数で楽しめる運動、スポーツが好まれていることが分かる。小学校区ごとに設定しておりますウォーキングコースを広く紹介するなどして、身近なところでスポーツに親しんでいただけるよう、ソフト面での環境整備にも取り組んでいるとの答弁を行っております。

次に、ページ下、2点目の多様化するライフスタイルにおける生涯スポーツの促進に必要な施策についての答弁でございます。

6ページをお願いいたします。

コロナ禍であっても密にならないウォーキングや健康体操など、個人や小グループで楽しめるスポーツをより一層推進するとともに、新たに小学生から高齢者まで幅広い年齢層の方々が気軽に取り組めるペタンクの普及を図ることとしている。手軽なスポーツの推奨は、市民の方々が新たに生涯スポーツに参加するきっかけになるものと考え、各地域で多くの方々に親しみ楽しんでいただくことで異世代間の交流が図られ、地域振興につながるものと期待しているとの答弁を行っております。

次に、3点目のスポーツ施設の充実と利用のしやすさについての答弁でございますが、本市では身近なところでスポーツが楽しめる環境を整えており、施設の配置バランス等の課題はあるものの、学校体育施設等の開放を含め、全市的な利用状況見合いではおおむね充足しているものと考えている。また、学校体育施設の開放においては来年度新たに施設予約管理システムを導入することとしており、利用者の利便性の向上が図られるものと考えているとの答弁を行っております。

次に、ページ中ほど、下の4点目になりますけれども、ライフステージに合わせた運動促進と健康寿命の延伸についての答弁でございます。

幼児期から学童期に健康や体力を保持、増進していくための基礎を養えるよう、保育士や教員を対象にコーディネーショントレーニングの研修会を実施するとともに、高齢者向けの生きがい健康体育大学の実施を通じまして、地域で健康づくりの中心的役割を担っていただくコミュニティー健康運動パートナーを育成し、高齢者のスポーツ活動の習慣化に向けた普及活動に取り組んでいるとの答弁を行っております。

7ページをお願いいたします。

次の5点目の地域スポーツの支援とスポーツによる交流促進についての答弁でございます。

市では、国際大会や全国大会に出場する個人や団体に対し、奨励金や補助金を通し応援の機運を高めていること、また地元のスポーツ選手やチームの活躍は市民の誇りであり、運動、スポーツへの参加意欲を高めることにつながることから、スポーツをする、見る、支える人が今後ますます増え、スポーツを通じた地域の交流の輪が広がるよう、関係団体と連携しながら地域のスポーツ活動をしっかり支えていくとの答弁を行っております。

10ページをお願いいたします。

重森議員からは、文化創造拠点としての美術館について2点質問をいただきました。

まず、1点目のデジタル時代の美術館が果たす役割についての答弁でございますが、美術館という非日常空間の中で美術作品を様々な角度から鑑賞し、現物の持つ質感や色彩を体感することは、ほかでは得ることができない芸術体験となるものである。一方で、デジタル技術の進歩により、身近なところで気軽に世界の名作などを楽しめることができるが、こうしたサービスの利用は美術館に赴く動機づけにつながることから、市民の方々が美術をより身近に感じ、美術館での鑑賞をこれまで以上に楽しんでいただけるよう、デジタル技術を活用し、美術館の魅力を高めていくとの答弁を行っております。

11ページでございます。

次に、2点目の絵画コンクールなど市民参加型の文化活動についての答弁でございます。

小・中学生を対象とした美術作品コンクールは、美術に対する関心を高め、創造活動を活性化する効果が期待できることから、その対策に向けて積極的に取り組むこととしている。また、様々な版画の制作技法を体験することや、作家によるアーティストトークなど、版画作品に対する理解や関心を深めていただけるようにイベントなども開催する。こうした市民参加型の活動や取組を充実するとともに、美術と音楽が融合した催しも展開していくことで交流を促進し、美術館を個性豊かな文化を創造し発信する文化芸術活動の拠点として定着させるとの答弁を行っております。

12ページをお願いいたします。

片山議員からは、公共施設の利用方法及び整備に向けて4点質問をいただきました。

生涯学習部関係分は、まず1点目の施設利用者への指導等についての答弁でございます。

施設利用者に対しては、3密の回避、手指の手洗いや消毒及びマスクの着用など、主に感染防止対策を講じた上での利用を提案しており、またスポーツ施設では

大会開催時に代表者に対して大声を出さないよう呼びかけを行っているとの答弁を行っております。

次に、2点目の施設利用者や指導者の声の把握についての答弁でございますが、利用者のほうについては施設窓口、電子メール、意見箱により伺いまして、指導者からの声については指定管理者を窓口として随時対応することを基本とし、指定管理者による公の施設については施設所管課においてモニタリング評価を行い、より一層サービスの向上に努めているとの答弁を行っております。

次に、ページ中ほどの3点目のウイズコロナ対策としての設備の調査、改善等についての答弁でございますが、東広島芸術文化ホールは8月にサーモカメラを2台導入し、ホール利用などの多数の来場者が見込まれる場合に活用している。また、図書館では図書消毒器を8台導入したほか、電子図書コンテンツの拡充も進めているとの答弁を行っております。

次に、4点目の市民の要望に対する優先順位づけ、改善計画についての答弁でございますが、個々の施設の維持改良については各施設の所管部局において適切に進めており、サービス向上の観点から速やかに対応することが重要と認識している。学校施設使用料の口座振替の促進のほか、今後は利用料等の支払いキャッシュレス化やインターネットによる施設予約なども視野に、ウイズコロナ時代の利便性向上、サービス向上を目指していくとの答弁を行っております。

報告第78号令和2年第4回東広島市議会定例会の説明は以上でございます。

- 津森教育長：議会の答弁でございました、ご質問、ご意見がありますでしょうか。
- 渡部教育長職務代理人：6ページの下のほうになります。生きがい健康体育大学やコミュニティ健康運動パートナーについて、そういった運動を広めていくことは、大変素晴らしいと思います。ただ、今までは、市民が自主的に生きがい健康体育大学に参加するために、1万円の参加料を払ってそこで特訓をしていた。それが10年間ほど続いてきたと思います。今度は、自由にそこで参加するのではなくて、住民自治協議会から推薦された人が入るという格好になるんだと思うんですね。そうすると、今までは自分でお金出して入学していた人が利用できない仕組みになるんじゃないかと思ったんですね。住民自治協議会から推薦される人の活動、それはそれでいいことだと思うんですが、自分でもお金を出しても勉強したいよという人も何らかの形で参加できるようなことは考えられないかと、ご検討いただきたいと思っています。
- 丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長：生きがい健康体育大学に参加する参加料については、自分の健康づくりは自分のために活用するという目的のもと、参加者から1万円の参加料を負担して頂き財源にしておりました。しかし、将来の高齢社会を見据え、受講された方は地域へ戻って大学で習得したノウハウを地域に還元していただくという方針の転換を図り参加料を無料とし、受講生は住民自治協議会からの推薦者にいたしました。今後につきましては、柔軟性を持った方法で参加者を募りながらこの事業は継続して行っていきたいと考えておりますので、どうぞご理解

のほどよろしく願いいたします。

- 渡部教育長職務代理者：ありがとうございます。
- 津森教育長：そのほかにはありますか。
- 渡部教育長職務代理者：10ページのデジタル美術館について、デジタル化というのが今盛んで、そこに行けば世界の名画もすぐ見れるわけですから、美術品を保管する上でもその辺は有効な方法ではないかと、ぜひその方向を進めていくべきではないかと思いました。

以上です。

- 大畠生涯学習部長：ありがとうございます。今現在収蔵作品のデータベース化というものを進めておりまして、要は収蔵作品をデジタル化、電子データ化して、それをホームページなどで今後紹介していこうと、それを見られた方が実際に作品を見に美術館に足を運んでもらう、きっかけ作りになるだろうと考えています。世界の美術作品を新しい美術館に展示できないかというところはあるんですが、なかなかスペース的に難しいと考えておりまして、特別な企画展を開催する中で、そういった取組ができないかなということで今は述べさせていただきたいということでございます。
- 渡部教育長職務代理者：ありがとうございます。僕は先分前、今は当たり前になっていますけども、絵の中の人物群が実際に歩いたり動いたり、そういう展示品のある美術館があるんですね。子供に大変人気といいますか、非常に分かりやすい資料を提供でき、それがそんなにお金がかからないんで、最初の設備はちょっとかかるかもしれませんが、大いに還元できるものではないかというふうに思いました。
- 津森教育長：ほかにはよろしいですか。
次へまいります。

報告第79号 令和2年東広島市の教育の主な出来事について

- 津森教育長：それでは、報告第79号東広島市教育の主な出来事について、説明をお願いします。
- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：例年12月に報告をしています、その年の主な出来事につきましては、ほとんどこれまでの定例会の中でご報告させていただいておりますけれども、改めて時系列で見据えて整理いたしまして、学校教育部、生涯学習部の順に報告をさせていただきます。

まず一番上、通年といたしまして、新型コロナウイルス感染症の拡大として市立の幼稚園、小・中学校、生涯学習施設等を一定期間臨時休業するとともに、現在も感染状況に応じた対策を講じて運営をしているところでございます。

2段目、1月ですけれども、本市の特徴を生かした事業を積極的に展開することで、創造性、自律性、協働性の3つの資質能力を育成するためのプラン、第5次学校教育レベルアッププランを策定いたしました。

その下、3月には司書教諭や学校司書を中心に図書館環境設備の充実を図りなが

ら、多様な読書活動を進める継続的な取組が評価され、令和2年度子供の読書活動優秀実践校文部科学大臣表彰を磯松中学校が受賞をいたしました。

その下、4月に環境教育、学校環境緑化全体計画による組織的な活動、主体的な生徒会活動、地域づくりに貢献した取組の継続的な取組が評価され、令和元年度全日本学校関係緑化コンクール学校環境緑化の部において、高美が丘中学校が準特選を受賞いたしました。

その下、6月に、黒瀬、安芸津地区に続き、その他の小・中学校も空調機器を整備し、市内小・中学校全ての普通教室で空調機器の整備が完了をいたしました。

3つ下、11月にGIGAスクール構想による1人1台タブレットの活用推進について、市内教職員及び保護者を対象に研修会を開催いたしました。

その下、同じく11月に中国中学校駅伝競走大会において、松賀中学校男子が20年ぶりの優勝を果たすとともに、2位八本松中学校、3位高屋中学校と、1位から3位までを本市の中学校が独占しました。

学校教育部につきましては以上でございます。

- 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長：続きまして、生涯学習部関連についての報告になります。

上から6段目、8月に広島交響楽団より、コロナ禍において感染の危険を伴いながら医療介護、福祉業務に従事されている方を対象に、感謝と応援コンサートを芸術文化ホールくららで開催いたしました。

その下、10月に、子供の発達段階に応じた読書活動の取組を計画的に進めるため、東広島市子供の読書活動推進計画の第3次計画を策定いたしました。

3つ下、11月に、多くの関係者のご出席の下、開館式典を開催し、新たに市立美術館が移転オープンをいたしました。初日には3,000人を超える多くの方に観覧いただきました。

下から2段目で、同じく11月に、コロナ禍において体を動かす機会が減少した小学生親子を対象としまして、サンフレッチェ広島のコーチ陣による親子サッカー教室を開催いたしました。

一番下で、1月に市民の皆さんに優れた芸術文化に触れていただくため、広島交響楽団と東広島定期演奏会の連携・協力に関する協定を締結いたしまして、11月に第1回の定期演奏会を芸術文化ホールくららで開催をしました。

報告第79号令和2年度東広島市教育の主な出来事については以上でございます。

よろしく申し上げます。

- 津森教育長：この件につきましていかがでしょうか。よろしいですかね。

それでは、次へまいります。

報告第80号 「学校の新しい生活様式」を取り入れた教育活動等について

- 津森教育長：報告第80号「学校の新しい生活様式」を取り入れた教育活動等について、説明をお願いします。

○ 神笠学事課長：それでは、18ページをご覧ください。

報告第80号学校の新しい生活様式を取り入れた教育活動等についてご説明申し上げます。

資料に入ります前に、これまでの経緯を少し説明させていただきます。

11月30日に、新型コロナウイルス感染症広島県対策本部においてステージ1からステージ2への見直しが行われました。これに伴いまして、文部科学省が示す衛生管理マニュアルを基に、学校における感染症対策のレベルを1から2へと引上げ、感染症対策について一部更新した内容のものを学校には12月8日付で通知しているところでございます。また、それに先立ちまして、12月3日にオンラインによる臨時校長会を開催し、これからご説明する内容について校長先生方に周知徹底をお願いしているところでございます。

それでは、前半は学事課から出席停止及び特別休暇と臨時休業等の基準について、後半は指導課から感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動について、説明をいたします。

それでは、学事課のほうから1点目の出席停止及び特別休暇についてですが、18ページの2、(1)感染源を絶つことのアnderラインの部分をご覧ください。

感染レベルがレベル3及びレベル2の地域では、同居の家族に風邪の症状が見られる場合も幼児、児童・生徒については同条に基づく出席停止、教職員については特別休暇の扱いとし、自宅で休養させることを徹底するを追記しており、感染源を絶つことの一層の徹底を図ることとしております。

2点目の臨時休業等の基準についてです。

20ページの4、(1)感染者になった場合のイをご覧ください。

これまでは感染者が判明した時点で直ちに臨時休業を行う対応について示しておりましたが、この対応を見直し、臨時休業を直ちに行うのではなく、保健所と相談の上、臨時休業の可否を判断するとしております。

資料にはございませんが、このように変更した理由について、文部科学省の衛生管理マニュアルに4点示されております。1点目は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策については、感染が拡大しやすい場面などが分かっていること。2点目は、基本的な感染防止対策が十分採られている環境下では感染は大きくは広がりにくいという認識の下、学校以外のほかの社会経済活動では感染者の発生により直ちに閉鎖や活動停止までは行わないことが多いこと。3点目は、10代以下では罹患率がほかの年代と比べて低いこと。最後4点目は、感染者が発生しても臨時休業を全く行わない事例が全国的に見ても増えてきていますが、これまで学校関係者に感染者が発生した事例を見ると、学校内で感染が広がらなかった事例が大部分であり、逆に大きく広がった事例は限られているということが明らかになっております。こうした状況を踏まえて、それまでの臨時休業を直ちに行うのではなく、保健所と相談の上、臨時休業の可否を判断するとしております。

学事課からの説明は以上でございます。

- 小川学校教育部長兼指導課長：それでは続いて、指導課についてご説明いたします。

21ページ、6の学習活動についてのところの下にあります(3)の感染症対策を講じてもお感染の可能性が高い学習活動についてのところをご覧ください。

感染レベル2の地域におきましては、児童・生徒の接触、密集、近距離での活動、向かい合っただけの発声について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにして、回数や時間を絞るなどして実施することを改めて伝えております。

それでは次に、22ページをご覧ください。

22ページ、星印がついた活動が5つございます。星印は特にリスクの高い活動になっておりまして、実施については慎重に検討することとして伝えております。

1つ目の星印でございますが、各教科等に共通する活動として、長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等の実施でございます。こういったグループワークにおける各学校の取組でございますが、個人での対話、いわゆる自己内対話と呼んでおりますけれども、それをしたり、できるだけ短時間でグループワークやペアトークを行ったりするなどの工夫をしているところでございます。

続いて、2つ目の星印ですが、音楽科における近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏でございます。これについて、学校は大変苦心しているところでございますが、各学校の取組といたしましては可能な限り距離を取ったり、それからフェースシールド、これをつけて歌ったりするなどの取組を行っているところでございます。

そして、3つ目の星印は、家庭科、技術家庭科における調理実習でございます。後期から本市では調理実習を実施しているところでございますが、これから今後実施する学校につきましては中止も含めて慎重に検討することとしております。実施する前には実施前、後の手洗いの徹底、対面や近距離での活動にならないように配慮すること、回数や時間を絞るなど活動の仕方をしっかり吟味してくださいと伝えております。また、会食の中での会話については控えて、向かい合わせにならないようにすることということも伝えております。学校のほうから一番問合せが多かったのが、この調理実習についてのことでございました。各学校の取組といたしましては、短時間や無言を厳守して調理実習をする学校や、調理の仕方までは学校で指導して調理実習については家庭で行わせる、そういった工夫をしている学校もございます。

4つ目、5つ目の星印として体育科等における児童・生徒が密集する運動と、近距離で組み合ったり接触したりする運動も慎重に検討する活動となっております。

それでは、真ん中よりも少し下の部分の、体育、保健体育等の指導についてのところをご覧ください。

体育、保健体育及び屋外等での運動時においては、これまで熱中症等のリスクがございましたのでマスクを着用させないとしていたしましたが、マスクを着用しなくて

もよいに変更して伝えております。また、屋内での運動等においてマスクの着用も考えられるとしております。

そこから6行ぐらい下のところでございますが、柔道です。柔道につきましてはマスクを着用して活動することも考えられるとしております。また、柔道の固め技、いわゆる寝技でございますけれども、生徒同士の頭部が過度に密着しないように配慮して実施するとしております。この柔道につきましても、学校での取組でございますが、現在は主に受け身、それから基本的な技の習得を狙っております、できるだけ今は組み合わせないで定着できるような、そういった取組を進めているところでございます。

あと、長距離、持久走については、これも以前からもやっておる取組ではございますが、クールダウンするエリア、呼吸を整えるという、そういった場を設けて各学校においてコロナ対策を実施しているところでございます。

続いて、23ページの7の部活動のところをご覧ください。

ラインが引いてあるところでございますけれども、変更点としては、朝練習は原則として実施しないとしております。

続いて、24ページでございますが、強化練習を目的とする合宿への参加や県外からチームが参加する大会等への出場については、主催者側の感染予防対策が十分に行われているかどうかを確認して慎重に判断するということを伝えております。

最後です。巻末資料の行事についてですけれども、26ページ、この一番最後をご覧ください。

一番最後に書いております中学校の音楽祭り、これは例年3月に実施しております。年末の3月に実施しておりますが、現状では検討中であります。

学校の新しい生活様式を取り入れた教育活動等については以上です。

- 津森教育長：何かご意見、ご質問ございますか。
- 坂越委員：本当にご苦労さまです。ちょっと教えてもらいたいのですが、18ページの下線部のところで、同居の家族に風邪の症状が見られた場合、幼児、児童・生徒は出席停止。そうは言えども、運用がこれは大変難しいんじゃないかと思うんですけど、実態的には家庭からの申出ということになりますか。
- 神笠学事課長：実態としては、やはり毎日の健康観察カードというものを子供たちは提出しているんですけど、そういったところで家族の状況も学校が把握するようになっております。これにはそういうことを確認した経緯がありますので、その辺は保護者のほうに学校から、同居家族に風邪の症状が見られる場合は出席停止をお願いするという依頼をしております、そこがなかなか難しいところではあるんですけど、最終的にはやはり保護者からそういった連絡があった場合というふうになります。
- 坂越委員：ちょっとせきが出ますとか37度に近いという事例は結構ありそうですが、はい、分かりました。
- 島本委員：いろいろと工夫なさっていることよく分かりました。授業時数確保につい

ても、休みを短くするなどの工夫をされ、そのご苦勞には頭が下がります。それでも未履修になることはあり得ることだと思います。その点で心配されている学校はないですか。

- 小川学校教育部次長兼指導課長：方針としては全部やり切りましょうということで学校も納得していただいているところです。150日プランということを示して、これだけはできますよというのを示しておりますので、その中で学校も計画を立てて、未履修がないようにしっかり学習ができるということでやっていきます。
- 島本委員：こういう非常事態ですから、その場合は理解してもらいたいと思いますね。学校が頑張ったことを情報収集してほしいと思います。特に、それぞれの学校の工夫やアイデアは記録に残し、他校にも伝えていただきたいと思います。情報共有しながら学校と先生方に安心とやりがいの支援をお願いしたいと思います。
- 津森教育長：そのほかありますか。
- 京極委員：本当に大変な中、中身的には学校で判断すること、あるいは先生の中で判断することは非常に多いようですけども、具体的には21ページ、22ページ辺りのところですが、判断は学校に任せているのでしょうか。
- 小川学校教育部次長兼指導課長：教育委員会に困ったときには相談をされて、教育委員会のほうも指導助言をしているところです。校長会が月に1回ございますので、横のつながりを持って判断等、足並みをそろえてという状況はあるというふうに聞いております。
- 津森教育長：よろしいですか。
- 西村委員：一つ質問ですけれども、学校の先生方が感染防止対策としてマスクをされたり、それからマウスシールドとかされているかと思うんですけど、教科によってそれをマスクじゃなくてマウスシールドにするとか、そういう使い分けはされているのでしょうか。というのは、表情が見えないと子供たちが学習する際にちょっと難しい教科とか、やっぱり先生の言っていることを声だけではなくて、口元で見ているところもあるので、保護者としては授業をする、なるべく口元が見えるように、感染対策も予防対策も必要ですけども、そういうようにしていただけたらというのがありまして、現状はどのような形になっているんですかね。もし分かれば教えてください。
- 小川学校教育部次長兼指導課長：学校の現状ですが、マスクをしたり、それからマウスシールドをしている場合がありますが、英語などはやはり発音、しっかり口元を見てもらいたい場合にはマウスシールド等をしているところでございます。マウスシールドも感染防止にどうなんだという、最近疑問な部分もあるというふうに出ておりますので、その場合はしっかり距離を取って、そういった配慮をしながらやっているところでございます。
- 津森教育長：それでは、よろしいでしょうか。
それでは、次にまいります。

報告第81号 令和2年度教育者表彰（文部科学大臣表彰）について

- 津森教育長：報告第81号令和2年度教育者表彰（文部科学大臣表彰）について、説明をお願いします。

- 神笠学事課長：それでは、27ページをご覧ください。

報告第81号令和2年度教育者表彰（文部科学大臣表彰）についてご報告申し上げます。

本表彰は、全国の国公立学校の現職の校長を対象として、学校教育の振興に関して特に功績顕著な教育者の功労をたたえるという趣旨で実施されるものです。本市からは、龍王小学校の市場一也校長がこのたび表彰者に選ばれました。

2の経歴にもお示ししていますように、市場校長は平成14年度から広島県呉・賀茂教育事務所の主任指導主事及び指導主事としての的確な指導、助言を行うとともに、指導主事に関わる業務の連絡調整などを行い、呉・賀茂教育事務所管内小・中学校の教育の発展に貢献されました。平成20年度からは広島県教育委員会指導第三課の課長補佐兼道德教育係長及び義務教育指導官、教育指導官として広島県の教育の推進に大変尽力されております。東広島市教育委員会では、教育調整監として小中一貫接続教育の実践及び学校、家庭、地域が一体となって児童・生徒に関わるトライアングルプランの策定など、東広島市の教育の発展に貢献をされております。平成27年度からは公立小学校長として、特に平成30年度から開校した龍王小の初代校長として、長年の行政経験を生かし、卓越した指導力とリーダーシップを発揮しながら、特色ある学校づくりや地域から信頼される学校づくりに尽力され、成果を上げております。また、令和元年度、東広島市小学校校長会長として市内校長の資質向上を図るとともに、今年度は広島県連合小学校校長会長を務められ、東広島市はもとより広島県の小学校教育の充実発展に尽力されているところでございます。

ちなみに、今年度表彰されました校長先生方は全国で155名、広島県内では市場校長先生も含めて3名でございます。

なお、表彰式は12月3日木曜日に東京都のニッショーホールで開催されております。

報告第81号の表彰については以上でございます。よろしく申し上げます。

- 津森教育長：このことについてはよろしいですか。

それでは、次にまいります。

報告第82号 東広島市学校給食費徴収規則の制定等について

- 津森教育長：報告第82号東広島市学校給食徴収規則の制定等についての説明をお願いします。

- 神笠学事課長：それでは続きまして、28ページをご覧ください。

報告第82号東広島市学校給食費徴収規則の制定等についてご説明申し上げます。

東広島市学校給食費徴収規則の制定等については、9月の定例教育委員会において既に報告させていただいております。9月の時点では制定予定でありましたが、

12月中には制定されるということになりましたので、報告をさせていただきます。

また、本規則で定める内容については資料の2に示すとおりでございます。

最後に、現在の進捗状況と今後の見通しについて、4をご覧ください。

現在、保護者から学校給食申込書や口座振替依頼書を提出していただいています。令和3年4月1日の施行日に向けて、口座登録作業などの準備を順次進めているところでございます。また、2月には各学校の先生、教職員、特に養護教諭さんを中心として、そういった先生方を対象にしたシステム操作研修の実施を予定しております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 津森教育長：ご意見、ご質問があればお願いいたします。ございませんか。
次へまいります。

報告第83号 令和2年度ネット・スマホ等の利用状況アンケート調査の結果について

- 津森教育長：報告第83号令和2年度ネット・スマホ等の利用状況アンケート調査の結果について、ご説明をお願いいたします。
- 小島青少年育成課長：報告第83号令和2年度ネット・スマホ等の利用状況アンケート調査の結果についてご報告させていただきます。

別添の資料をご覧ください。

この資料は、本年度9月に青少年育成課が実施した児童・生徒のネットやスマホの利用状況についてのアンケートの集計結果をまとめたものでございます。

表紙をめくって、1ページをお開きください。

調査の目的は、児童・生徒を取り巻くネット環境やスマホ等の使用実態を把握し、SNSの利用等に係るトラブルや生活習慣の乱れなどの諸課題の未然防止等に向けた指導、啓発、安全対策等の参考として活用することとしております。

調査設計といたしましては、児童・生徒には記名式のマークシートで回答してもらい、保護者につきましては無記名式でグーグルフォームを利用し、スマホ等での回答をしていただきました。対象は小学4年から中学3年までの市内小・中学校全児童・生徒、保護者につきましては小学1年から中学3年までの全保護者といたしました。回答者の人数、回答率につきましては資料にあるとおりでございます。

調査結果につきまして、別添資料の一番最後のページ、15ページをお開きください。

このページには、前回、5年前の平成27年度に行った同様のアンケートの調査結果と今回の調査結果を比較したものを掲載しております。見ていただくと、②前回調査との比較の表の中の2、3、4、でもわかりますように、インターネットの利用ができる通信機器の所持率、使用状況等は、確実に伸びている状況が確認できました。このような状況に対応するため、青少年育成課といたしましては、これまで保護者に向けてフィルタリングの設定と、家庭内でのルールづくりについてリーフレットを作成するなど啓発活動を行ってまいりました。フィルタリングについまし

ては、5、にありますように、していると回答した児童・生徒は小学生で27%、中学生で42%となっております。フィルタリングをしているか、知らない、分からないと回答した小学生が66%、中学生が49%ということから、ここでフィルタリングしていると回答しているよりも多くの児童・生徒がフィルタリングを設定しているとは思われますが、意識して積極的に設定しているとは言えない状況だと思えます。また、保護者アンケートでフィルタリングを設定していないと回答した保護者が小学校で13%、中学校で26%おり、中学生の4人に1人は有害な情報であっても自由に閲覧することが可能な状況にあります。また、6、にありますように、知らない人と連絡を取った小学校5、6年生は5年前に比べて3倍以上、中学生は約6倍に増加しております。

次に、8、家庭でのルールにつきましては、使用時間については半数程度がルールを決めているようですが、使用履歴を保護者が確認することは小学校で2割程度、中学校では1割程度ととても少ない状況でした。今年度、裸の画像のやり取りやラインでの誹謗中傷などのスマホ等による児童・生徒の問題行動は、保護者が子供のスマホ等の使用履歴を確認する中で発見できたものが幾つもありました。保護者がどのような使い方をしているのか、踏み込んで子供を見守ることが問題行動の早期発見と抑止につながるなど、保護者に対する啓発を推進していく必要があると考えております。

今後、青少年育成課といたしましては、フィルタリングの設定状況や使用時間の長短等がほかのアンケート項目との関連性についてなど、さらに細かくアンケート結果を分析していきたいと考えております。

本日の資料は東広島市全体を集計した結果のみですが、各学校にはその学校ごとに集計した結果も送付し、各校で作成する学校だより等で保護者に対する啓発等に取り組んでいただくこととしております。

報告第83号令和2年度ネット・スマホ等の利用状況のアンケート調査の結果についての報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 津森教育長：ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いします。
- 坂越委員：小学校、中学校、タブレットをみんなが持つようになって、それも家庭で使えるような環境ができるということの中で、本当に貴重なデータをまとめていただきありがとうございます。とりわけ使用の方法やルールのところをしっかりと指導していくことはまず必要になるだろうと思えます。あと、日本の子供たちのこういうICT状況というのを比較したとき、PISAのテスト結果を国立教育センター研究所がまとめたものを見ていくと、大体似たような傾向で、例えば9ページで子供たちがどんなときによく使っているとかというと、あまり勉強で使っていないというのが分析でしたが、東広島の子供たち、案外調べ物や勉強に使っているということは大変よい傾向であるというふうに思いますので、タブレットの活用がますます有効と思ったという感想でございます。
- 津森教育長：ありがとうございます。

ほかにはありますか。

- 西村委員：私の子供の様子を見てみると、やはりこのアンケートの5年前と現在、大分結果が違うのは当然だなと思いますし、本当に今そういったインターネットをゲームなども大分できるように、5年前に比べると自由にできるようになりましたし、かつ調べ物も本当によくできるようになったので、上手に使って子供たちの学習に役立っていけば、保護者としてもそんなに心配することはないのではないかと、いうふうに感想を持っております。実際、子供の中学校でも、今日か明日ぐらいでタブレットを手にするということで、子供は非常に喜んでおります。この喜ぶ声を皆さんに生でお伝えできないのが残念なぐらい、あの喜びようといったら、本当にすごく期待感を持って子供たちが取り組もうとしていることが一番良いことなのではないかと思っております。学習にもぜひ役立てればと思っております。前から言っているんですけど、保護者も一緒になって、子供たちと一緒に勉強していけたらと思います。ありがとうございます。
- 津森教育長：そのほかよろしいですか。
ありがとうございました。
それでは、報告を終わりました、議案の審議に移ります。

議案第32号 東広島市立学校給食センター管理運営規則の一部改正について

議案第33号 東広島市立学校給食センター運営委員会規則の一部改正について

- 津森教育長：議案第32号東広島市立学校給食センター管理運営規則の一部改正について、及び議案第33号東広島市立学校給食センター運営委員会規則の一部改正についての2件の議案を議題といたします。一括して議案の説明をお願いいたします。
- 鳴川学校教育部次長兼東広島北部学校給食センター所長：それでは、議案第32号東広島市立学校給食センター管理運営規則の一部改正についてご説明申し上げます。
では、資料の1ページをご覧ください。
1、提案理由でございますが、各学校給食センターで管理している学校給食時の会計事務を市の一般会計に移行する学校給食費の公会計化に伴いまして、給食費の納入などに関する規定の整備を行おうとするものでございます。
2、改正の内容でございますが、資料の1ページをお願いいたします。
ページ中ほどになりますけれども、報告第82号で報告いたしました東広島市学校給食費徴収規則の制定とあり、保護者が負担する給食費の納入先を学校給食センターとしている第5条を削除するものでございます。その下のところでございますが、1、この規則は令和3年4月1日から施行する、2、施行の日の前に学校において実施した給食につき保護者が支払うべき給食費であって施行の日の前日までにその支払いがされていないものの納入については、なお従前の例によるものとしております。
3ページ及び4ページは、本規則の改正後、改正前の内容を新旧で表した表でございます。

続きまして、議案第33号東広島市立学校給食センター運営委員会規則の一部改正についてご説明申し上げます。

資料の6ページをご覧ください。

本規則は、先月ご審議いただきました東広島市立学校給食センター設置条例に基づきまして、学校給食センター運営委員会の運営について必要な事項を定めているものでございます。

1、提案の理由でございますが、各学校給食センターに設置していた運営委員会を1つに集約するなどの規定の整理を行おうとするものでございます。

2、改正の内容でございますが、資料の8ページをお願いいたします。

ページ中ほどにありますけれども、各学校給食センターに設置している学校給食センター運営委員会を廃止し、市内で1つの学校給食センター運営委員会を設置するため、第2条及び第3条を削除するものでございます。

次に、学校給食費の公会計化に伴いまして、学校給食センター運営委員会の所掌事務から給食会計の予算、決算及び市職員に関することとして委員会の役員から書記及び監査をそれぞれ削除し、改正後は所掌事務を食育の推進、安全衛生管理及び給食物資の購入に関することとし、委員会の役員に委員長、副委員長を置くこととするものでございます。

資料の7ページをお願いいたします。

委員会の開催回数を毎年度2回から1回に改定するものでございます。

その下の附則でございますけれども、1、この規則は令和3年4月1日から施行する。2、施行の日の前日において運営委員会の委員長及び副委員長である者の任期はその日に満了する。3、改正前の東広島市学校給食センター運営委員会は、各学校の給食センターにおける令和2年度の給食会計の決算に関する事項を処理する。この場合の監査の職務は委員長が指名する者が行うとするものでございます。

そして、9ページは規則の改正後、改正前の内容を新旧で表した表でございます。

議案第32号及び第33号の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 津森教育長：関連した2つの議案でございましたが、ご意見、ご質問があればお願いします。ありませんか。

それでは、2点につきまして、1件ずつ採決いたします。

まず、議案第32号東広島市立学校給食センター管理運営規則の一部改正について、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

続いて議案第33号東広島市立学校給食センター運営委員会規則の一部改正について、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

それでは、そのほかに移ります。

その他ア 令和2年度第67回文化財防火デー防火訓練の開催について

- 津森教育長：その他のアでございます。令和2年度第67回文化財防火デー防火訓練の開催について、説明をお願いします。
- 石井文化課長：令和2年度第67回文化財防火デー防火訓練の内容についてご報告します。

昭和24年に、法隆寺金堂の火災をきっかけといたしまして、昭和30年に消防庁と文化庁によりまして1月26日を文化財防火デーと定められ、例年、その前後に防火に関する注意喚起を行いますとともに、全国で文化財防火運動が展開されているところでございます。

本市におきましても毎年1月26日前後でございますけれども、今年度は国登録有形文化財になっております安芸津町三津の榊山八幡神社で実施することを計画しております。開催日時は令和3年1月24日の日曜日、午前9時から10時までの予定です。

冬季で空気が乾燥する時期でございますので、文化財の防火ということだけではなく、地域における防火活動の一環として、地元の住民自治協議会のご協力をいただきながら実施していく予定となっております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大で先行きが見えないということもありまして、現状では実施する予定で準備を進めておりますが、今後の状況によっては場合によっては中止する可能性もあることも併せてご報告させていただきます。

第67回文化財防火デー防火訓練の実施については以上でございます。

- 津森教育長：ありがとうございます。

イ 次回教育委員会定例会の日程について

- 津森教育長：それでは次に、次回教育委員会定例会の日程についての説明をお願いします。
- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：来年、年明け1月の教育委員会定例会につきましては、第4木曜日である1月28日の15時からお願いしたいと考えております。また、その翌月、2月につきましても同じく第4木曜日の2月25日15時からお願いをしたいと考えておりますので、スケジュール調整をよろしくお願ひしたいと思ひます。
- 津森教育長：いかがでしょう。1月28日と2月25日。ご都合はいかがでしょう。特に問題はないようでございますので、予定を進めていただきたいと思います。
- 津森教育長：その他、事務局から何かありますか。
- 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長：令和2年度成人を祝う会の開催について、ご説明させていただきます。

令和3年1月11日月曜日の成人の日に開催を予定しておりました令和2年度東広島市成人を祝う会につきましては、現在本市、また全国的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大の動向を伴いまして、新成人及び市民の皆様の健康と安全を考慮し

まして、開催を令和3年5月2日日曜日に延期をさせていただくことといたしました。開催につきましては、12月15日にプレスリリースさせていただき、市のホームページ、SNS等で公表をし、対象新成人には翌16日に個別にはがきを送付させていただいております。延期後の開催案内につきましては、再度4月中旬に個別に発送を予定しておりますが、今後の新型コロナウイルス感染症の状況次第では再度延期する可能性もございます。委員の皆様方にはご迷惑をおかけいたしますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

- 津森教育長：その他、委員の皆様からございますでしょうか。

では、報告第84号につきましては、非公開とすることを議決しておりますので、傍聴人の方は退出をお願いいたします。

暫時休憩します。

(休憩)

- 津森教育長：再開いたします。

報告第84号 安芸津学校給食センター空調及びボイラー設備について

【非公開】

閉会 午後4時32分